

【認定の段階：3段階】

栃木信用金庫（栃木市）

理事長 伏木 昌人

【業種：金融業／労働者数：265名】



＜認定基準を満たす項目の実績＞

評価項目 1 男女の採用競争倍率

女性正社員 $16.76 \text{ 倍} \times 0.8 = 13.41$ < 男性正社員 20.93 倍

評価項目 2 10事業年度前及びその前後に採用された男女の雇用継続割合

女性 $44\% \div \text{男性 } 23\% = 1.88 \geq 0.8$

評価項目 3 法定時間外・休日労働

全ての雇用管理区分で直近の事業年度の各月が 45 時間未満

評価項目 4 直近 3 事業年度平均の課長級に昇進した男女の昇進割合

女性の昇進割合 $10\% \div \text{男性の昇進割合 } 12\% = 0.81 \geq 0.8$

評価項目 5 女性の非正社員から正社員への転換（1名）

＜主な取組計画＞

○一般事業主行動計画期間：平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

○主な定量的目標

- ・管理職の女性を現状 8 名から 12 名にする。
- ・アニバーサリー休暇の取得率を 100% にする。

◆トップからのコメント◆

当金庫では、2016 年より女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、女性が活躍できる職場環境の整備に取り組んでまいりました。この度、女性の活躍に関する実施状況が認められ、「えるぼし認定段階 3(最上位)」を取得しました。今後もより一層多様な人材が活躍できる職場環境づくり、地域社会の一員として更なる貢献ができる金融機関を目指してまいります。

「えるぼし認定」について

えるぼし認定の段階

認定の段階の区分は、次の5つの評価項目のうち、

- **5つの基準全て満たしている場合は、3段階目**
- **3つ又は4つの基準を満たしている場合は、2段階目**
- **1つ又は2つの基準を満たしている場合は、1段階目**



上記はいずれも、

- ✓ 満たしている実績については、実績値を厚生労働省のウェブサイト^{*1}に毎年公表することが必要。
- ✓ 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について、厚生労働省のウェブサイト^{*1}に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していることが必要。

*1(厚生労働省 女性の活躍推進企業データベース) <http://www.positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

*2 なお、そのほか「関係法令に違反する重大な事実がないこと」などの基準もあります。認定基準や制度の詳細、申請書様式などについては、以下のURLを参照してください。

(厚生労働省 女性活躍推進法特集ページ) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

えるぼし認定の評価項目

女性活躍推進法特集ページ



で検索

【評価項目1:採用】

男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度（※）であること

（※直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率」×0.8が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とするものに限る））

【評価項目2:継続就業】

- ① 「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.7以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る）

又は

- ② 「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.8以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者等に限る）

【評価項目3:労働時間等の働き方】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

【評価項目4:管理職比率】

- ① 管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること

又は

- ② 直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」が0.8以上であること

【評価項目5:多様なキャリアコース】

直近の3事業年度に、以下について大企業については2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業については1項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正社員から正社員への転換（派遣労働者の雇入れ含む）
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用